

平成25年(ワ)第515号, 第1476号, 1477号

原告 遠藤行雄 外19名

被告 国, 東京電力株式会社

第41準備書面

(被告東京電力準備書面(9)に対する反論)

2016(平成28)年3月18日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信 外

第1 はじめに

被告東京電力の2015（平成27）年11月6日付準備書面（9）に対する反論は、原告第40準備書面で主張したとおりである。本書面では、同書面で触れなかった各原告について反論を行う。

なお、帰還困難区域については、被告東京電力としても、現時点で（あるいは近い将来に）避難継続の必要性が失われた（あるいは近い将来に失われる）とまで主張するものではないであろうから、本書面でも反論を差し控える。

第2 「第3 避難指示区域内の各市町村における現在の状況」についての認否・反論

1. 「2 富岡町（原告番号1）」について

（1）「（1）避難指示の内容」について

認める。

（2）「（2）避難の状況」について

第1段落について、概ね認める。ただし、第1文の「ただし、当該避難者の中には地震・津波により被災された方も含まれることに留意する必要がある」については、地震・津波によって被災した後、さらに本件原発事故によって被害を受け、帰還できない状況が続いているのであることを重ねて述べておく。

第2段落について、平成27年10月13日ないし14日の時点で、平成23年3月11日時点の富岡町における住民登録人口が1万5916人とされていたこと及び平成27年7月1日時点の避難者数が1万5187人であったことは認める。なお、現時点では、平成23年3月11日時点の富岡町における住民登録人口は1万5937人、平成27年11月1日現在の避難

者数は1万5161人（県内避難者1万839人，県外避難者4322人）である（甲二共78）。

本件事故後の富岡町の18歳未満の県内及び県外への避難状況については，認める。なお，平成27年10月1日時点において2361人（県内避難者1771人，県外避難者590人）である（甲二共79）。

(3) 「(3) 除染の状況」について

第1段落について，認める。

第2段落について，認める。ただし，原告らの第27準備書面及び第40準備書面において主張したとおり，実施された除染の内容は不十分である。

(4) 「(4) 空間放射線量率の状況」について

行政の調査で被告東京電力側主張の数値が出て公表されている事実は，認める。しかし，当該数値の測定方法の問題点については原告ら第18準備書面及び第40準備書面で主張したとおりである。被告の主張する放射線量率が現地の実際に生活した際の放射線量を反映しているとは限らない。現に，原告番号1が一時帰宅した際の家の中の放射線量は高く，とても生活できる状況ではない。

(5) 「(5) 健康調査の結果」について

ア「ア」について

第1段落について，認める。

第2段落について，行政の調査で被告東京電力側主張の数値が出たこと及び，検査結果の項目において「全員，健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」との記載があることは認める。ただし，当該記載どおりに評価することについては争う。

イ「イ」について

県民健康管理調査の結果として発表された数値自体の存在は認め，その余は評価を含めて争う。

正確な線量を計測することは困難であり，また，放射性物質による放射線

の人の健康に影響を及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないのであって、被告東京電力主張の検査結果をもって預託実行線量は健康に影響が及ぶ数値ではないとは言えない。

なお、低線量被ばくが健康に及ぼす影響については、原告らの第18準備書面で詳細に主張したので、ここでは繰り返さない。

(6) 「(6) 復興の状況」について

復興の施策が進められていること自体は認める。ただし、復興ビジョンだけが先走り、現実の復興からは程遠い現実がある。除染及びインフラ等の整備に加え、コミュニティが再生されなければ復興とは言えない。この点、平成27年8月に実施された住民意向調査によれば、富岡町に戻らないと決めている人は50.8%を占め、戻りたいと考えている人の13.9%の3倍以上を占める(甲80(復興庁・福島県住民意向調査))。原告番号1自身、インフラを復旧して除染できたとしても、里山や阿武隈山脈に降った汚染物質が、雨の降るたびに里や海へ流れてくることを不安に感じており、危険な場所に子や孫は呼べない、生活はできないと述べている(甲ニ1-24-1(陳述書))。富岡町は、福島第二原発が立地し、汚染も強いため、ハード面でのインフラ復旧や除染だけではそこに暮らしていた「人」への施策が欠落してしまい、元いた人々が戻れない「人のいない復興」になってしまう。また、富岡町は平成27年9月5日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に分断されており、賠償の内容も、帰還の時期も居住地によって異なる(甲81(ふくしま復興ステーションHP))。その結果、結局は住民同士の分断も避けられず、「人」と「環境」が共存したコミュニティの取り戻しは極めて困難な状況にあることは明らかである。

以上のとおり、いくら町が復興の施策を進めたとしても、それは絵に描いた餅にすぎず、復興とは到底言えないのである。

2. 「4 浪江町(原告番号16)」について

(1) はじめに

浪江町に居住していた原告のうち、原告番号3, 4, 6, 17, 及び18については、認否・反論を差し控え、以下、原告番号16について、認否・反論を行う。

(2) 「(1) 避難指示の内容」について

認める。

(3) 「(2) 避難の状況」について

認める。

(4) 「(3) 除染の状況」について

認める。ただし、原告ら第27準備書面及び第40準備書面において主張したとおり、実施された除染の内容は不十分である。

(5) 「(4) 空間放射線量率の状況」について

被告東京電力が主張する空間線量率の数値が発表されていること自体は、認める。

しかし、原告ら第18準備書面及び第40準備書面において主張したとおり、当該数値の測定方法には問題がある。被告東京電力の主張する放射線量率が現地で実際に生活した際の放射線量を反映しているとは限らない。

(6) 「(5) 健康調査の結果」について

「放射線による健康被害があるとは考えにくい」との評価の内容自体は争い、その余は概ね認める。

もともと、浪江町は全域が避難指示区域となっており、全町民が避難中である。浪江町に居住していない町民の健康調査結果を示したところで、浪江町に住むことによる健康の悪影響がないことの裏付けとはならない。

また、正確な線量を計測することは困難である上、放射線が人の健康に及ぼす影響についても、科学的な解明が十分になされていないのであるから、被告東京電力が主張する検査結果をもって、預託実効線量が健康に影響を及

ばす数値ではないとはいえない。

(7) 「(6) 復興の状況」について

被告東京電力が主張する復興の施策が進められていること自体は認める。

ただし、除染及びインフラ等の整備に加え、コミュニティの再生がなければ、復興はあり得ず、帰還も現実化しない。

平成27年11月17日に発表された「浪江町住民意向調査 調査結果(速報版)」(甲二共82)においても、「帰還する場合の条件(問10-7)」という質問に対し、「医療・介護などが整うこと」と回答した人が62.4%、「商業やサービス業などの施設が整うこと」と回答した人が45.4%、「鉄道やバスなどの公共交通が整うこと」と回答した人が18.3%を占め、大多数の住民が、インフラ整備が帰還の条件であると考えていることが分かっている。また、同じ質問に対し、「住民の帰還がある程度進んでから」と回答した人の割合も17.1%であり、コミュニティの再生を帰還条件とする人も多く存在することが分かっている。そして、「帰還の意向(Q10)」については、「戻らないと決めている」と回答した人が全体の48.0%、「まだ判断がつかない」と回答した人が全体の31.5%を占めており、ほとんどの町民が帰還は難しいと考えている現状が浮き彫りになっている。

現に、原告番号16は、浪江町で生活をしていく中で、部落の野焼きや用水路の土あげに参加したり、公民館で行われていた学習を兼ねた町おこしに参加し、地域のグルメスポットを紹介するパンフレットを作成したりしながら、近隣の住民との付き合いを深め、コミュニティを形成していった。しかし、本件事故によって、原告番号16の生活していた場所、充実した時間、浪江町での人間関係、そして、それらを要素としたコミュニティは破壊され、コミュニティの再生は、極めて困難な状況にある。

また、原告番号16の本件事故時点の住居地は、避難指示解除準備区域に指定され、いずれ避難指示が解除されることも見込まれるが、帰還困難区域に隣接しており、帰還困難区域から吹いてくる風を浴び、帰還困難区域から

流れてくる川を間近に見ながら安心して暮らすことなど、到底不可能であり、復興がほど遠いことは、明白である。

3. 「6 南相馬市小高区（原告番号10, 12）」について

(1) はじめに

原告番号10及び同12の避難前の居住地であった南相馬市小高区についての認否、反論は、原告ら第40準備書面において、原告番号15について行ったとおりであるのでそれに譲る。

被告東京電力準備書面(9)は、「南相馬市」との広域の市域にて各種統計資料を引用し、「(2)避難の状況」「(3)除染の状況」「(5)健康調査の結果」「(6)復興の状況」について説明するだけで、被害の実態に応じた具体的な状況を全く考慮していない。したがって、これだけで各原告の避難の合理性等を否定する根拠とはなりえない。

(2) 原告番号10について

原告番号10の具体的状況について言えば、その居住地周辺では、食料品や生活必需品を購入するための小売店舗は全く営業しておらず、個人病院は全て閉鎖している。なお、区の子中心の小高病院が再開しているようであるが、個人病院なくして地域医療は成り立たないことは言うまでもない。また、小高病院も、再開しているのは、内科を中心とした初期診療のみであり、小児科、整形外科、放射線科、眼科、リハビリテーション科の5科は、現在も休止中である(甲ニ10-6)。

電車やバスなどの公共交通機関も未だ動いていない状況にあり、国道を自家用車で走るにしても窓を閉め切る必要がある。

また、町外れの公民館などには汚染物質が山積みされている。

こうした状況なので、地域の市民生活を支えてくれる人々が全然おらず、本年4月に避難指示が解除されたところで帰還など出来る状況にはない。同

区から避難している知人らと話しても、帰るといふ人はだれもない。

復興というのが、何とか生きていけるという状態を指すのだとしても、小高地区はその程度にまでも至っていない、という感想を原告番号10は持っている。

(3) 原告番号12について

原告番号12の具体的状況についていえば、避難前に通院していた地域の病院は閉鎖しており、近隣のスーパーマーケットも閉鎖したままである。交通機関であるバスも、小高区内では動いていない。

また、原告番号12は、家族さえも離れ離れの生活となっている上、避難前の近隣住民との連絡もほぼ途絶えており、コミュニティの再生は、極めて困難な状況である。

さらに、原告番号12の自宅は除染作業が行われたようだが、自宅のすぐ裏の雑木林は除染が実施されておらず、地域には、放射性物質の付着したガレキ等も残置されたままである（甲ニ12-10）。このような状況において、安心して帰還することなど、到底できない。

現に、原告番号12は、帰還は困難であると考えており、また、原告番号12が除染の説明会の際に会った地域住民の中でも、帰還を明確に希望している人はいなかった。

4. 「6. 南相馬市鹿島区（原告番号13）」について

(1) はじめに

原告番号13の避難前の居住地であった南相馬市鹿島区についての認否、反論は、概ね、原告ら第40準備書面において、原告番号15番について行ったとおりであるのでそれに譲る。

被告東京電力準備書面（9）は、「南相馬市」との広域の市域にて各種統計資料を引用し、「（2）避難の状況」「（3）除染の状況」「（5）健康

調査の結果」「(6)復興の状況」について説明するだけで、被害の実態に応じた具体的な状況を全く考慮していない。したがって、これだけで各原告の避難の合理性等を否定する根拠とはなりえない。

なお、被告東京電力準備書面(9)40頁以下記載の「(4)空間放射線量率の状況」によれば、原告番号13の住居地のあった鹿島区における空間放射線量率は、南相馬市内の他の原告らの住所地のものと比較しても、同等以上の数値であり、空間放射線量率において鹿島区のみをことさら別に考慮する合理性はない。

鹿島区は、当然のことながら、同じ市内にある小高区や原町区と一体となって生活圏を形成してきたものである。したがって、小高区の住民が避難しているという現状は、鹿島区の住民にとっても、小高区内の施設や商店の利用ができないということを意味する。

また、原町区は、鹿島区に隣接していることに加え、南相馬市役所が存するなど、市の中心的機能を担ってきた。特に鹿島区の住民は、原町区の医療機関が存在することを前提として生活しており、原町区と一体となって医療体制が成立していた。商業施設も同様に大型スーパーやホームセンター等は全て原町区に集中している。そのため、原告番号13を含む鹿島区の住民は、原町区を頻りに訪れ、当然のように原町区を自らの生活圏の範囲として生活してきた。したがって、原町区の大半が区域指定されたことによる影響は、鹿島区の住民にも等しく及んでいる。原町区では、その区域指定により多くの住民が避難し、いまだ戻ってきていない者も多い。これにより、原町区内の病院、商店等は、原発事故前と比べると、多くの店舗が営業を休止し、いまだ稼働していないところも少なくない。その結果、原町区と一体となって生活してきた鹿島区の住民にとっても、原発事故前の利便性は、全く望めないという状況にある。

(2) 原告番号13について

原告番号13の具体的状況についていえば、まず、避難前の居住地から徒歩圏内には、営業しているスーパーマーケットが2件ある。しかし、避難前に近隣にあった魚屋、八百屋等の個人商店は、本件事故後、閉店した店が多い。交通機関についても、最寄り駅であるJR常磐線鹿島駅は営業しているが、北方面に行くにも、南方面に行くにも、運行休止中の区間があり、数駅先までしか移動できない。そのため、公共機関を利用して東京方面に移動するためには、1日1往復しかない高速バスに乗るほかなく、負担が大きい(甲ニ13-70-2)。このように、鹿島区内で生活する上での利便性は著しく低下した。

また、除染については、線量の高い地域から進められているようで、いまだ除染途上にある。特に、農地については、高線量のため、いまだに農業生産が再開できない場所もある。

さらに、復興関係の建設関係の求人はあるようだが、原告番号13の2のような60歳前後の女性の求人はほとんどなく、被告東京電力が主張する求人倍率は、原告番号13の2にとっては、まったく意味をなさない。

そして、鹿島区内においては、避難先から避難前の住居に戻ってきた住民も少なくないが、子供や若者がいる家庭は、避難先での定住を決めた者が多く、従前以上に高齢化が進み、また、空き家も多いことから、町の活気は失われてしまった。

南相馬市では、地域によって避難指示の内容が異なっていることから、市としての機能が分断されており、それに伴うコミュニティの崩壊も懸念される。

第3「第4 避難区域外の各市町村における現在の状況」について

1. 「1 広野町(原告番号14)」について

(1) 「(1) 避難指示の内容」について

ア 認める。

イ 被告の主張のとおり，平成23年3月12日には広野町の相当範囲が避難指示区域とされた。情報が著しく不足しかつ錯綜する中で，同12日から町民らの避難が始まった。そして，翌日13日には町役場が全町民に対して避難を呼びかけた。3月15日には，役場機能も小野町へと移動を余儀なくされた。そのような中で，4月22日には緊急時避難準備区域に指定された。同指定は，同年9月30日に解除されるまで継続した。

ウ 原告番号14は，本件原発事故が起こるまで広野町下浅見川観音前の自宅で，両親，妹，小学生の子ども3人の7人で生活していた。事故当時，仕事の関係で宮城県の女川町にいた。苦心惨憺のうえ，3月12日には郡山まで戻ったが家族と連絡すら取れず，ようやくにして家族の無事が確認できたのは翌13日になってからであった。14日には，浪江町津島に避難したが，1時間もしないうちに浪江町市役所からも全滞在者に対し，直ちに全員避難せよとの指示が出た。こうして，同原告と家族の長い避難生活が始まったのである。

エ このように，同原告とその家族が避難生活を開始せざるを得なかったのは，被告東京電力があげる避難指示の内容からしても当然のことであった。

(2) 「(2) 避難の状況」について

ア 認める。

イ 2013（平成25）年12月に広野町がまとめた「県民意向調査結果」によると，町外に避難している548世帯のうち，広野町に「戻る」と回答したのが62・8%で，「戻らない」との回答はわずか10%に過ぎなかった。すなわち，ほとんどの町民が，3年近く経った時点においても帰還の意思を有していたのである。

ウ それにもかかわらず，前記区域指定解除から3年7か月以上が経過した2015（平成27）年5月13日現在でも，避難継続者が2962名，本件

事故前の人口5490名の約54%を占めていた。すなわち、この時点でも過半数の町民が依然として避難を続けざるを得ないという実情にあった。しかも、帰還した町民の多くは、役場などの公的機関の関係者か原発の作業員とその家族であった。

ちなみに、被告東京電力が引用している上記データは、福島県のホームページにある数値である（乙ニ共第127号証の6）。一方、広野町が作成している「広報ひろの」によると、事故前の人口は5508人、そのうち2015（平成27）年3月24日時点で帰還した町民は1938人で、帰還率は、わずか37.8%（3分の1強）に過ぎない。

エ とりわけ深刻な問題となっているのは、子育て世代の女性の帰還率が同世代の男性の約半分に過ぎないという事実である。すなわち、2014（平成26）年5月に広野町が発表した帰還率によると、20歳代については男性が35.2%であるのに対し女性は17.5%、30歳代では男性が29.2%に比べ女性は15.4%と、いずれも約半分の割合にとどまっている。その主たる原因としては、子ども達を放射能汚染にさらすことへの不安であり、あわせて子どもが避難先の学校に慣れ進学の関係からも「戻るに戻れない」状態になっていることがあげられる。

オ 原告番号14についていえば、前述のとおり、本件原発事故の当時、6年生を頭に長女・二女・長男と3名の小学生の子がいた。現在、長女が高校1年生となった。このような家族構成の面からも、同原告及びその家族が、帰還できないと考えるのはごく自然なことである。避難継続の必要性と合理性は、優に認められる。

(3) 「(3) 除染の状況」について

認める。

ただし、原告ら第18準備書面において主張したとおり、実施された除染の内容は不十分である。詳細は、同書面に譲る。

(4) 「(4) 空間線量の結果」について

行政の調査で、被告東京電力が主張する数値が公表されている事実は認める。しかし、当該数値の測定方法自体に問題があることは、原告ら第18準備書面で主張したとおりであって、同被告の主張する放射線量が現地の実際に生活した際の放射線量を反映しているとは限らない。

(5) 「(5) 健康調査の結果」について

ア 被告東京電力が引用するような福島県の調査結果が、公表されていることは認める。また、「全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」との記載があることは認めるが、当該記載どおりに評価することについては争う。

ちなみに、この調査は2015（平成27）年8月までの約4年半での検査実施の累計が975人（事故前人口が5490人とすれば延べ人数でもわずか17・8％）にすぎず、そもそも統計資料としての信頼性に乏しい。

イ 福島県が実施した県民健康調査の結果として発表された数値自体の存在は認め、その余は評価を含め争う。まず、正確な線量を計測することは困難であることを指摘しておかねばならない。そのうえ、放射性物質による放射線の人の健康に影響を及ぼす危険については、未だに科学的に十分な究明されていない。したがって、被告東京電力主張の検査結果をもって、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではないなどとは到底いえない。

なお、低線量被ばくが健康に及ぼす影響については、原告ら第18準備書面で詳細に主張したので、ここでは繰り返さない。

(6) 「(6) 復興の状況」について

ア 被告東京電力が主張する「復興の状況」の「ア」乃至「カ」のうち、記載されている外形的事実を記載した各証拠資料が存在することは認める。しかし、あたかも復興が進んでいるかのような評価については争う。実態は、以下に述べるとおりである。

イ 広野町は、双葉郡の一番南に位置する。2011（平成23）年9月30日に避難指示等対象区域の指定が解除されて以降も、北側に隣接する楢葉町

や富岡町は立ち入りが厳しく制限されてきた。そのような立地条件から、「行き止まりの街」とも呼ばれてきた。「Jヴィレッジ」を抱えていることもあって、原発事故収束・除染作業のための拠点（前線基地）となり、2014年2月の広野町の調査によると、その時点で約3500人の復旧事業従業員が生活していた。

ウ 生活環境等についてみる。まず、病院についてであるが、広野町には大規模な総合病院がない。原告番号14をはじめとする町民の多くは、必要な時には大熊町にある福島県立大野病院まで行って診療を受けてきた。その県立大野病院は、未だに閉鎖されたままであって、再開の目処すら全く立っていない。そのため、総合病院での診療が必要となった場合には、現在は遠く離れたいわき市の病院まで行くしかない。

原告番号14とその家族が常日頃から利用していたバスは、いまだに再開していないようである。地域のコミュニティの面からいえば、現在、多くの除染作業員とその家族が出入りするようになった。町を走る車も、「いわき」ナンバーではなく、さまざまな県外のナンバーであふれ、「ここはどこなのか」と錯覚を覚えるほどであるという（甲ニ14-185）。

エ 次に、商工業の面から復興の状況をみる。復旧事業に従事する作業員が集中したため、土建業や飲食業は事業再開が比較的容易であった。ただし、飲食業については、主として復旧作業員を顧客として再開にこぎつけた業者が多い。そのため、復旧事業が一段落した場合には一挙に顧客を失うという極めて不安定な状態に未だにある。したがって、本格的な設備投資にも躊躇せざるを得ない。

小売業については、原発事故前は広野町内だけではなく、その北側に隣接する檜葉町・富岡町の住民も顧客としていた。しかし、両町民の全員が避難してしまったため、市場は壊滅的な打撃を受けた。商業者は住民が戻っていないから事業を再開できず、避難者は商業施設がないから戻れないという深刻なジレンマに陥ったままである。事業を再開した業者は、当面は復旧作業

員を主たる対象とせざるを得ないが、現在の状況がいつまでも続くはずがなく、極めて不安定な状態に置かれたままであることは、飲食業の場合と全く同様である。

このように、行政が思い描くようには復興が進んでいないのが実態である。
オ こうした実情が、前述のとおり原発事故からまる4年が経過した2015（平成27）年3月24日時点においてもなお、帰還した町民はわずか1938人（37・8％）に過ぎないという数値となって現れている。

カ 原告番号14番は、「現在も拡散され続ける放射能や、海に流れ出る原発からの濃度の強い廃水の影響を考えれば、帰ろうにも帰ることは出来ません。」という（陳述書，甲二14－184）。また、「私は、放射能の影響を考えれば、仮に子供達が大きくなったとしても、広野町に帰ることは困難だと考えており、そうしたことから（帰還出来る日を待ち望んでいる）父と何度か口論し、現在のように家族がバラバラに生活する事になったのです。」ともいう（陳述書，前同）。

最近、広野町に中高一貫校ができた。町の広報紙でそれを知った長男は、「何であそこに学校を建ててるんだろう。除染したからもう大丈夫、みたいなことを言っているけど、原発があって未だに放射能が出続けているんだから、除染したからって安心して暮らしていけないじゃん。」と話していたという（甲二14－185）。昨春に高校に入学したばかりの長女を頭に、二女と長男の3人の子どもを抱える同原告が、子ども達のためにも、帰還したくても帰還できないと判断しているのは、通常人として、ごく当たり前のことである。

2. いわき市（原告番号11）」について

(1) 「(1) 避難指示の内容」について

認める。

(2) 「(2) 避難の状況」について

ア 「ア」について

第1段落については、認める。

なお、避難者数は、避難者のあくまで任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供する「全国避難者情報システム」の積み上げ等によるものであり（乙二共128の2）、必ずしも実数ではない。

第2段落については、「平均的・一般的な人が自主的避難を行い継続したという事情は認められない」という点は争い、その余は認める。

第3段落については、概ね認める。ただし、避難者の置かれている状況は各人各様であるので、避難者数が減少したことをもって避難の合理性がないとは言えない。

イ 「イ」について

認める。

(3) 「(3) 除染の状況」について

ア 「ア」について

認める。

イ 「イ」について

認める。

ウ 「ウ」について

認める。

ただし、原告らの第18準備書面において主張したとおり、実施された除染の内容は不十分である。

(4) 「(4) 空間放射線量率の状況」について

行政の調査で被告側主張の数値が出て公表されている事実は、認める。

しかし、当該数値の測定方法の問題点については原告ら第18準備書面で主張したとおりである。被告の主張する放射線量率が現地の実際に生活した際の放射線量を反映しているとは限らない。

原告番号11は、いわき市で生活する両親から、同市に住む近隣住民が海水の放射能が本当に大丈夫なのか、本当に安全かわからないなどといった不安を抱えていることを聞かされている。

(5) 「(5) 健康調査の結果」について

「放射線による健康被害があるとは考えにくい」との評価の内容自体は争い、その余は概ね認める。

ただし、正確な線量を計測することは困難であり、また、放射性物質による放射線の人の健康に影響を及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないのであって、被告主張の検査結果をもって預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではないとは言えない。

原告番号11については、長男が、平成25年10月の甲状腺検査で「のう胞」が発見され、現在も継続して経過観察を行っている。福島の子供たちの甲状腺ががん化しているという報道もあり、予断は許せない。

原告番号11番自身も、原発事故前には一切症状がなかったラテックスアレルギーが避難生活の中で初めて発症した。現在も症状が改善してはならず、ショック症状が出ないように細心の注意を払いながら生活をしている。

低線量被ばくが健康に及ぼす影響について、原告らの第18準備書面で詳細に主張したので、ここでは繰り返さない。

(6) 「(6) 復興の状況」について

ア 「ア」について

認める。

イ 「イ」について

認める。

ウ 「ウ」について

認める。

ただし、平成26年のいわき市の観光客受入数は約781万人であり、原発事故前の1076万人には遠く及ばない。

エ 「エ」について

認める。

いわき市の製造品出荷額は、原発事故により大幅に減少していることが、被告側の主張する数値によっても裏付けられている。

オ 「オ」について

認める。

いわき市が含まれる平公共職業安定所管内の求人倍率が県平均を上回る求人倍率となっているのは、災害からの復興と原発事故収束（原発敷地内作業、除染等）のための求人の増加が大きく影響しているからと考えられる。

事実、いわき市内の求人情報を見ると、原発内での作業の人員募集が散見されているし、原告番号11は、避難前の居住地が「原発作業員の方々が他の地域から多く移り住んでいるために、事故前のような町とは違う」と言った話を聞いている。

そして、復興、事故収束との関連のある土木・建設関係の有効求人倍率が高いのに対し、事務等の求人倍率が低い傾向にあり、求人と求職のミスマッチとの指摘もある。求人倍率が高いのも一時的なものであると言えよう。

原告番号11は、長年、歯科助手や医療事務などの仕事に就いているが、求人倍率が比較的高いと言っても上記状況から、いわき市に戻って自分に見合う仕事に就ける可能性は低い。また、2人の子供はあと数年もすれば就職をするが、その際に原発事故関連の仕事に就かせることは全く念頭にないし、復興関連の仕事も徐々に減少していくことは目に見えている。原告ら家族が長く勤められる仕事が存在するとは考えられない。

カ 「カ」について

「このことは、いわき市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している」という点は争い、その余は認める。

自動車保有台数の増加から、消費活動や経済活動の活発化を推測することはできない。

キ 「キ」について

「これは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである」という点は争い、その余は認める。

以上